

## インド特許法、商標法、著作権法の改正

(JAN VISHWAS (Amendment of Provisions) Act, 2023 による制定法の改正)

### 発行者

株式会社サンガムIP

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-17-17

アイオス永田町 290

[www.sangamip.jp](http://www.sangamip.jp)

### 免責事項

本ニュースレターは、インドの知的財産に関する情報を届けることを目的としており、個別の法律問題について回答やアドバイスするものではありません。仮に本ニュースレターに記載されている内容そのものまたはその誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても筆者または筆者が属する会社や事務者は一切責任を負いません。

# インド特許法、商標法、著作権法の改正

(JAN VISHWAS (Amendment of Provisions) Act, 2023 による制定法の改正)

バパット・ヴィニット<sup>1</sup>

インドにおいて特許法、商標法、著作権法を含めて 42 の制定法が「JAN VISHWAS (Amendment of Provisions) Act, 2023」<sup>2</sup>により 2024 年 8 月 1 日付で改正されました。

JAN はヒンディー語で人・民衆の意で、VISHWAS は信用・信頼・自信の意です。JAN VISHWAS (Amendment of Provisions) Act, 2023 は、信頼に基づくガバナンスを強化し、ビジネスのしやすさを促進することを目的として、犯罪を非犯罪化・合理化するために既存の法律を改正したものです。

特許法、商標法、著作権法の改正の内容は下記の通りです。

## A) 特許法の改正

改正条文 (改正方法)、およびそのタイトル	改正前の内容 <sup>3</sup>	改正後の内容 <sup>4</sup>	コメント
第 120 条 (一部改正) 「特許権の無権限主張」	何人も自己の販売する何らかの物品がインドにおいて特許を取得しており又はインドにおける特許出願の対象である旨の虚偽の表示をしたときは、その者は、 <u>インドルピー (INR) 100,000 以下の罰金に処する。</u>	何人も自己の販売する何らかの物品がインドにおいて特許を取得しており又はインドにおける特許出願の対象である旨の虚偽の表示をしたときは、その者は、 <u>INR1,000,000 以下の罰金に処し、虚偽の表示が続いた場合に、さらに、虚偽の表示が続いた期間について一日ごとに INR1,000 の罰金に処する。</u>	特許権の無権限主張に対する罰金の金額が増えました。
第 121 条 (削除)	何人もその者の事業	第 121 条を削除	「特許庁」という語

<sup>1</sup> 株式会社サンガム IP、東京・日本、インド国登録特許弁理士。

<sup>2</sup> <https://egazette.gov.in/WriteReadData/2023/248047.pdf> 最終確認 2024 年 9 月 12 日。

<sup>3</sup> 特許法の和訳 <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/india-tokkyo.pdf> 最終確認 2024 年 9 月 12 日。

<sup>4</sup> 条文の和訳はバパットが行ったものです。

<p>「「特許庁」という語の不正使用」</p>	<p>所若しくはその者の発行した何らかの書面等に「特許庁」という語を使用し又はその者の事業所が特許庁であり又は特許庁と公式的関係を有するかのよう容易に誤解させるその他の語を使用したときは、その者は、6月以下の拘禁若しくは罰金に処し又はこれらを併科する。</p>		<p>を使用した場合の罰則がなくなりました。</p>
<p>第 122 条第(1)項および第(2)項（一部改正） 「情報提供の拒絶又は懈怠」</p>	<p>(1) 何人も次のものの提供を拒絶し又は怠ったときは、その者は、<u>INR1,000,000 以下の罰金</u>に処する。</p> <p>(a) 中央政府に対して、その者が第 100 条(5)に基づいて提供を要する何らかの情報 (b) 長官に対して、その者が第 146 条により若しくは基づいて提供を要する何らかの情報又は陳述書。</p> <p>(2) (1)にいう情報の提供を要する何人も、虚偽である情報若しくは陳述書及び</p>	<p>(1) 何人も次のものの提供を拒絶し又は怠ったときは、その者は、<u>INR100,000 以下の罰金に処し、虚偽の表示が続いた場合に、さらに、虚偽の表示が続いた期間について、一日ごとに INR1,000 の罰金</u>に処す。</p> <p>(a) 中央政府に対して、その者が第 100 条(5)に基づいて提供を要する何らかの情報 (b) 長官に対して、その者が第 146 条により若しくは基づいて提供を要する何らかの情報又は陳述書。</p> <p>(2) (1)にいう情報の提供を要する何人も、虚偽である情報若しくは陳述書及</p>	<p>国内実施などに関する情報提供の拒絶又は懈怠に対する罰金の金額が変わり、また、違反が継続した場合の罰金の規定が追加されました。</p> <p>虚偽の情報提供に対する罰則から拘禁刑の処罰がなくなりました。また、</p>

	その者が虚偽であることを知り若しくはそのように信じる理由を有し又は真正と信じない情報若しくは陳述書を提出したときは、その者は、 <u>6月以下の拘禁若しくは罰金に処し又はこれらを併科する。</u>	びその者が虚偽であることを知り若しくはそのように信じる理由を有し又は真正と信じない情報若しくは陳述書を提出したときは、その者は、 <u>その者の監査済み会計帳簿に記載された、事業の総売上高または総収入の0.5% および INR50,000,000 のいずれか低い方の金額に相当する金額に対して罰則を課す。</u>	罰金の金額が明確になりました。
第 123 条 (一部改正) 「無登録の特許代理人による業務」	何人も第 129 条の規定に違反したときは、その者は、 <u>初犯の場合は INR100,000 以下の罰金に処し、再犯以上の累犯の場合は、INR500,000 以下の罰金に処する。</u>	何人も第 129 条の規定に違反したときは、その者は、 <u>INR 500,000 以下の罰金に処し、違反が続いた場合に、さらに、違反が続いた期間について一日ごとに INR1,000 の罰金に処する。</u>	罰金の金額が増えたと共に違反が続いた場合の罰金が明確になりました。
第 124A 条 (追加) 「罰則の裁定」		管理官は、命令を発行することで、第 73 条に規定される職員を裁定官として任命し、そのものに、聴取の合理的な機会を与えた後、規定される方法で、本法の規定に基づき調査を行い、罰則を課す権限を付与することができる。	罰則の裁定方法が明確になりました。なお、管理官は、第三者からの情報提供に基づいて本条の権限を行使することが考えられます。
第 124B 条 (追加) 「不服申立て」		(1) 第 124A 条に基づく裁定官の命令	裁定官の命令に不服がある者は不服

	<p>に不服がある者は、命令受領日から 60 日以内に、位が裁定官の位より少なくとも一つ上の位の、中央政府が通達によってこの権限を付与した不服担当官へ不服申立てを行うことができる。</p> <p>(2) 本条に基づくすべての不服申立ては、規定される所定の様式および方法により行わなければならない。</p> <p>(3) 不服申立人が、不服担当官に対し、設定された期間内に不服申立てを提起しなかったことについて十分な理由があることを納得させた場合には、60 日の期間経過後であっても、不服申立てを認めることができる。</p> <p>(4) 不服申立ては、不服申立人に審理を受ける合理的な機会が与えられない限り、処理されない。</p> <p>(5) 第(1)項に規定される不服担当官は、提訴の日から 60 日以内に不服申立てを処理しなければならない。</p> <p>(6) 本法に含まれるいかなる規定に</p>	<p>担当官へ不服申立てを行うことができます。</p>
--	---	-----------------------------

		もかかわらず、第 124A 条に基づく裁定官の命令または本条に基づく不服担当官の命令に、当該命令から 90 日以内に従わない者は、罰則に加えて、INR100,000 の罰金もしくは 1 年以下の禁固またはその両方に処する。	
第 159 条(2) ((xiiia) 項および(xiiib) 項の追加) 「規則を制定する中央政府の権限」		(xiiia) 第 124A 条に基づく調査および罰則の方法； (xiiib) 第 124B 条(2) に基づく不服申立ての形式と方法；	第 124A 条に基づく調査および罰則の方法を実施するための規則を中央政府が制定できます。 第 124B 条(2) に基づく不服申立ての形式と方法を実施するための規則を中央政府が制定できます。

## B) 商標法の改正

改正条文およびそのタイトル	改正前の内容 <sup>5</sup>	改正後の内容 <sup>6</sup>	コメント
第 106 条 (削除) 「第 81 条違反の反物等の出荷に対する罰則」	第 81 条に規定する表示をせず、反物又は綿糸若しくは綿より糸を同条にいう工場から販売のために出荷し若しくは出荷しようとし又は出荷させ若しくは出荷させようとした者又は販売し、販売のため	第 106 条を削除	第 81 条違反の反物等の出荷に対する罰則がなくなりました。

<sup>5</sup> 商標法の和訳 <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/india-shouhyou.pdf>  
最終確認 2024 年 9 月 12 日。

<sup>6</sup> 条文の和訳はババットが行ったものです。

	に陳列し、販売その他の取引若しくは生産のために所持する者については、その一切の反物、糸束、綿より糸並びにこれらの包装に使用された及びその他の物を政府により没収し、かつ、INR1,000 以下の罰金に処する。		
第 107 条(2) (一部改正) 「虚偽の商標登録表示に対する罰則」	何人かが(1)の規定の何れかに違反したときは、その者は、 <u>3 年以下の拘禁若しくは罰金に処し又はこれらを併科する。</u>	何人かが(1)の規定の何れかに違反したときは、その者は、 <u>その者の監査済み会計帳簿に記載された、事業における総売上高または総収入、あるいは職業における総収入の 0.5%に相当する金額、または INR500,000 に相当する金額のうち、いずれか低い方の金額に対して罰則を課す。</u>	虚偽の商標登録表示に対する罰則から拘禁刑の処罰がなくなりました。また、罰金の金額が明確になりました。
第 108 条 (削除) 「営業所が商標登録局と関係がある旨の虚偽表示に対する罰則」	何人かが自己の営業所若しくは自己が発する書類に関し、又はその他の方法で、その者の営業所が商標登録局であり又は商標登録局と公的関係があると誤認させる語を使用したときは、その者は、2 年以下の拘禁若しくは罰金に処し又はそれらを併科する。	第 108 条を削除	営業所が商標登録局と関係がある旨の虚偽表示に対する罰則がなくなりました。
第 109 条 (削除) 「登録簿への虚	何人かが登録簿へ虚偽の登録をし若しくは虚偽の登録をさ	第 109 条を削除	登録簿への虚偽登録に対する罰則がなくなりました。

偽登録に対する罰則」	せ、又は登録簿における記入の写しであると虚偽の主張をする書類を作成し若しくは作成させ、又は登録事項若しくは書類が虚偽のものであることを知りながら、何らかの当該書類を証拠として作成し若しくは提出し、又は作成させ若しくは提出させたときは、その者は、2年以下の拘禁若しくは罰金に処し又はこれらを併科する。		
第 112A 条 (追加) 「罰則の裁定」		登録官は、命令を発行することで、第 3 条に規定される職員を裁定官として任命し、そのものに、聴取の合理的な機会を与えた後、規定される方法で、本法の規定に基づき調査を行い、罰則を課す権限を付与することができる。	罰則の裁定方法が明確になりました。なお、登録官は、第三者からの情報提供に基づいて本条の権限を行使することが考えられます。
第 112B 条 (追加) 「不服申立て」		(1) 第 112A 条に基づく裁定官の命令に不服がある者は、命令受領日から 60 日以内に、位が裁定官の位より少なくとも一つ上の位の、中央政府が通達によってこの権限を付与した不服担当官へ不服申立てを行うことができる。 (2) 本条に基づくすべての不服申立	裁定官の命令に不服がある者は不服担当官へ不服申立てを行うことができます。

		<p>ては、規定される所定の様式および方法により行わなければならない。</p> <p>(3) 不服申立人が、不服担当官に対し、設定された期間内に不服申立てを提起しなかったことについて十分な理由があることを納得させた場合には、<b>60</b> 日の期間経過後であっても、不服申立てを認めることができる。</p> <p>(4) 不服申立ては、不服申立人に審理を受ける合理的な機会が与えられない限り、処理されない。</p> <p>(5) 第(1)項に規定される不服担当官は、提訴の日から<b>60</b> 日以内に不服申立てを処理しなければならない。</p> <p>(6) 本法に含まれるいかなる規定にもかかわらず、第<b>112A</b> 条に基づく裁定官の命令または本条に基づく不服担当官の命令に、当該命令から<b>90</b> 日以内に従わない者は、罰則に加えて、<b>INR100,000</b> の罰金もしくは<b>1</b> 年以下の禁固またはその</p>	
--	--	--	--

		両方に処する。	
第 140 条第(3)項 (一部改正) 「虚偽商標を付した輸入商品に関する情報を要求する権限」	(3) 輸入者又はその者の代理人は、14 日以内に、前項の命令に従わなければならない、従わないときは、その者は、 <u>INR500</u> の罰金に処する。	(3) 輸入者又はその者の代理人は、14 日以内に前述の要件に従わなければならない、従わないときは、その者は、 <u>INR10,000</u> の罰金に処する： ただし、本条に基づく罰金は、1962 年関税法（1962 年第 52 号）に基づき、当該当局が賦課して徴収するものとする。	税関長の命令に従わなかった場合の罰金が増え、その賦課・徴収方法が明確になりました。
第 157 条 (2) (xxxiiia) 項および (xxxiiib) 項の追加 「規則制定権限」		(xxxiiia) 第 112A 条に基づく調査および罰則の方法； (xxxiiib) 第 112B 条 (2) に基づく不服申立ての形式と方法；	第 112A 条に基づく調査および罰則の方法を実施するための規則を中央政府が制定できます。 第 112B 条(2) に基づく不服申立ての形式と方法を実施するための規則を中央政府が制定できます。

### C) 著作権法の改正

改正条文（改正方法）、およびそのタイトル	改正前の内容 <sup>7</sup>	改正後の内容 <sup>8</sup>	コメント
第 68 条（削除） 「当局または担当官を欺きまたは影響するため	当局もしくは担当官を本法の規定の執行にあたり欺くことを目的として、または本法またはこれに基	第 68 条を削除	当局または担当官を欺きまたは影響するために虚偽の発言を行うことに対する罰則がなく

<sup>7</sup> 著作権の和訳 [https://www.cric.or.jp/db/world/india/india\\_c3.html#13\\_68](https://www.cric.or.jp/db/world/india/india_c3.html#13_68) 最終確認 2024 年 9 月 12 日。

<sup>8</sup> 条文の和訳はババットが行ったものです。

<p>に虚偽の発言を行うことに対する罰則」</p>	<p>づく事項に関する作為もしくは不作為を得もしくは影響することを目的として、虚偽と知って虚偽の声明または表明を行う場合には、1年以下の禁固もしくは罰金または両方に処する。</p>		<p>なりました。</p>
---------------------------	--	--	---------------

-----以上-----